

平成30年度コンプライアンス・プログラム

1. 基本方針

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関であり、「信用保証」機能を通じて中小企業金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業の健全な育成という役割を担っている。

当協会は、経営理念として「積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献する」を掲げている。

この理念達成のために、コンプライアンス態勢の一層の強化を図り、公正で信頼性の高い、高品質な組織体制の構築を目指すこととしている。

平成30年度においては、公的使命と社会的責任を常に認識すると共に、コンプライアンス態勢の維持・強化を図るため、一層の啓蒙活動と職場点検、反社会的勢力排除の取り組みの推進及び事業継続計画に基づく訓練の実施を重点事項としたコンプライアンス・プログラムについて取り組むこととする。

2. 重点事項

(1) 常勤役員は、常務会や課・支所長会議及び研修会等のあらゆる機会を捉えて、職員のコンプライアンスの啓蒙に努める。

(2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する審議機関として定例及び臨時に開催し、コンプライアンス態勢の管理、改善を行なうとともに、コンプライアンスに関する事案発生時は、その対応と再発防止を図る。

(3) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス関連の各種調査の実施、各部署検査時の職場点検及び各職員と個別面談を行い、コンプライアンスの浸透状況の把握と推進に努める。

なお、ストレスチェックの集団分析結果を踏まえ、各部署検査時にメンタルヘルスについての状況把握と啓蒙に努める。

(4) コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性等を認識し、コンプライアンスに関する情報の周知、職場における職員の遵守状況を点検し、職場内研修等を開催して啓蒙に努める。

なお、メンタルヘルス対策として、必要に応じて、職場環境の把握・改善、相談対応の実施に努める。

(5) 研修・啓蒙活動は、職員に対しメンタルヘルス・コンプライアンスに関する研修等、情報提供を行い、職員への啓蒙と組織風土の改善に努める。

また、反社会的勢力への対応マニュアルに関する研修と事業継続計画に基づく訓練を行う。

(6) 不祥事件の発生が協会の信用を失墜させ、社会や家族に影響を与えることから、職員の倫理観向上を図り、発生防止に努める。

以上